

別表

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ及び資源

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (資源として分別回収するものを除く)	40,924 t (日量132.0 t)	区全域	区が原則として週2回収する。	自動車による。	原則として中間処理した後、埋立処分する。	1. 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び各種資源に分別すること。 2. 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び資源プラスチックは、それぞれの収集日時に、あらかじめ定められたごみ集積所(以下「ごみ集積所」という)へ排出すること。 3. 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び資源プラスチックは、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則(以下「規則」という)第16条第1項の基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。ただし、容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合には、規則第16条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 なお、資源プラスチックは、内容物を除去し、汚れを落とした上で排出すること。 4. 小型充電式電池(モバイルバッテリー含む)、小型充電式電池内蔵製品、スプレー缶、カセットボンベ、ライター等は、できるだけ中身を使い切って他のごみとは別の袋に入れ、中身が何かわかるよう表示して、陶器・ガラス・金属ごみの収集日時にごみ集積所へ排出すること。 5. 水銀使用の体温計・血圧計は、他のごみとは別の袋に入れ、中身が何かわかるよう表示して、陶器・ガラス・金属ごみの収集日時にごみ集積所へ排出すること。 6. びんはキャップを除去し軽く洗浄した上で、缶は軽く洗浄し簡易な圧縮をした上で、回収日時に、あらかじめ定められたびん・缶・ペットボトル集積所(以下「びん・缶・ペットボトル集積所」という)に出されるそれぞれの回収ケースへ排出すること。 7. ペットボトルの排出方法は次の2種類による。 (1)自動回収機回収 店頭等に設置した自動回収機に排出するときは、キャップとラベルを除去し洗浄した上で、圧縮せずに入れること。 (2)びん・缶・ペットボトル集積所回収 びん・缶・ペットボトル集積所へ排出するときは、キャップとラベルを除去し洗浄及び簡易な圧縮をした上で、回収日時に、びん・缶・ペットボトル集積所に出される回収ネットへ入れること。 8. 回収拠点(リサイクル展示室)へ排出するときは、紙パックは、簡易に洗浄し、切り開いて乾かし束ねて、古布は、洗濯したものを袋に入れて出すこと。 9. 乾電池等・小型充電式電池(セロハンテープ等で絶縁)・小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、卓上計算機など9品目)、蛍光灯は、区立施設等に設置した回収箱に、袋などから出して入れること。 10. 食用油は、未使用品は元の容器のまま、使用品については、かすをできるだけ取り除いてペットボトルに入れ、必ずふたをして回収拠点に出すこと。 11. 古紙、古布については、集団回収等による再利用促進の自主的な活動に参加・協力することなどにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めること。 12. 集団回収実践団体が、集団回収を行う場所として区長に申し出た場所(以下「集団回収集積場所」という)に古紙、古布、びん、缶を排出する場合は、以下の方法によること。 (1)古紙 新聞・雑誌(雑がみ)・段ボール・紙パックの種類ごとにまとめ、ひもでしばる。 (2)古布 ビニール袋に入れる。 (3)びん、缶 上記6に準じて、集団回収実践団体が定めた方法による。 13. 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「条例」という)第35条第1項に規定する有害性の物、危険性のある物等の排出禁止物を排出してはならない。
	陶器・ガラス・金属ごみ (資源として分別回収するものを除く)	1,028 t (日量3.6 t)		区が原則として月2回収する。		民間施設に搬入し、資源化処理をしたもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。	
	資源 (再使用または再生利用を目的として分別して回収する、飲食用びん、飲食用缶、資源プラスチック(プラスチック製容器包装、プラスチックだけでできた製品)、ペットボトル、紙パック、布、乾電池等、小型充電式電池、小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、卓上計算機など9品目)、蛍光灯及び食用油をいう) ※上記のほか、区民団体による古紙、古布等の集団回収(別記)	6,092 t (日量19.7 t)	区全域	びん、缶、資源プラスチックは、区が原則として週1回収する。 ペットボトルの回収は次による。 (1)自動回収機回収 区が店頭等に設置した自動回収機から都度回収する。 (2)びん・缶・ペットボトル集積所回収 区が原則として週1回収する。 紙パック、古布、乾電池等、小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、卓上計算機など9品目)、蛍光灯、食用油については、区が区設置の回収拠点から回収する。	自動車による。	原則として民間施設で中間処理した後、売却または資源化する。 (茶色びん、その他色びん、資源プラスチック及び一部ペットボトルは、再商品化業者に引き渡す)	
	10,237 t (日量33.0 t) ※集団回収	区全域 (登録団体の定める地域)	登録団体が契約した業者が回収する。 (古紙、古布、びん、缶)				

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	粗大ごみ (一辺が30 cmを超えるごみ。転居廃棄物、特定家庭用機器再商品化法に基づく家電品目及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく品目を除く)	2,990 t (日量9.6 t) ※金属系粗大ごみを含む	区全域	区民の申し込みに基づき、区が収集する。	自動車による。	原則として中間処理した後、埋立処分するほか、一部は再利用のため区民等の利用に供し、一部金属類は資源化する。	1. 区粗大ごみ受付センターに申し込み、条例第33条の規定により、指定された日時に、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。 2. 粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は、除去すること。
	転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの	転居する者から処理を委託された引越荷物運送業者が、自ら管理する収集区域内の保管倉庫まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け収集運搬する。				原則として中間処理した後、埋立処分する。	1. 転居する者は、やむを得ない事情により引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状等を当該引越荷物運送業者に交付すること。 2. 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に収集運搬を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の登録をすること。 3. 一般廃棄物収集運搬業者は、中間処理施設への持込に必要な委任状等の書類の確認及び持込承認を清掃事務所で受けること。
	特定家庭用機器再商品化法に基づく家電品目 [テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機]	特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引き取り義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引き取り義務のない場合、区民の申告により、廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。 区民自らが直接中間集積所又は指定引取場所に持ち込むこともできる。				特定家庭用機器再商品化法に基づき製造事業者等が資源化する。	1. 製品を購入した販売店等に引き取りを求めること。 2. 排出者は、廃棄物処理業者等の指示により、リサイクル料金及び収集運搬料金を負担すること。 3. 天災に伴い排出される場合のリサイクル料金及び収集運搬料金は区が負担する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく品目 [パーソナルコンピュータ]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9の規定による環境大臣の認定を受けた者が収集運搬する。				資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき製造事業者等が資源化する。	1. 製造事業者等に引き取りを求めること。 2. 排出者は、製造事業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。 3. 天災に伴い排出される場合のリサイクル料金及び収集運搬料金は区が負担する。
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に定める認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が収集運搬、再資源化を行う。					認定事業者に申し込み、指示に従うこと。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ (一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の一部を含む)	20,816 t (日量67.1t)	区全域	事業者が自らの責任で行うことが原則であるが、区が収集する場合は原則として週2回収する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、原則として中間処理した後、埋立処分する。	1. 区が行う収集に排出する場合は、燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び各種資源に分別し、条例第34条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従うこと。 2. 排出にあたっては、条例第39条に定める保管場所に持ち出すなど区長の指示に従うこと。 3. 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び資源プラスチックは、規則第16条第1項の基準に適合した容器あるいは規則第16条第2項の基準に適合した袋に入れ、容量に合った有料ごみ処理券を添付して、それぞれの収集日時に、あらかじめ定められたごみ集積所へ排出すること。 なお、資源プラスチックは、内容物を除去し、汚れを落とした上で排出すること。 4. 小型充電式電池(モバイルバッテリー含む)、小型充電式電池内蔵製品、スプレー缶、カセットボンベ、ライター等は、できるだけ中身を使い切って他のごみとは別の袋に入れ、中身が何かわかるよう表示して、陶器・ガラス・金属ごみの収集日時にごみ集積所へ排出すること。 5. 水銀使用の体温計・血圧計は、他のごみとは別の袋に入れ、中身が何かわかるよう表示して、陶器・ガラス・金属ごみの収集日時にごみ集積所へ排出すること。 6. びんはキャップを除去し軽く洗浄した上で、缶は軽く洗浄し簡易な圧縮をした上で、ペットボトルはキャップとラベルを除去し洗浄及び簡易な圧縮をした上で、それぞれ規則第16条第2項の基準に適合した袋に入れ、容量に合った有料ごみ処理券を添付して、回収日時に、びん・缶・ペットボトル集積所に出される回収ケース(ペットボトルは回収ネット)の横に置くこと。 7. 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長の指示する施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと陶器・ガラス・金属ごみに分別するなど区長の指示に従うこと。 8. 条例第35条第1項に規定する有害性の物、危険性のある物等の排出禁止物を排出してはならない。
	資源 (再使用または再生利用を目的として分別して収集するもので、びん、缶、資源プラスチック及びペットボトルをいう)	814 t (日量2.6 t)	区全域	事業者が自らの責任で行うことが原則であるが、区が回収する場合は原則として週1回収する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うものを含め、原則として中間処理した後、資源として売却または資源化する。 (茶色びん、その他色びん、資源プラスチック及び一部ペットボトルは、再商品化事業者に引き渡す)	
	資源化可能な古紙	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という。)のみを収集運搬する業者若しくは区一般廃棄物収集運搬業の許可業者に委託して収集運搬する。					
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	295t (日量1.0 t)		事業者が自らの責任で行うことが原則であるが、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて原則として月2回区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	民間施設に搬入し、資源化処理をしたもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。		

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集及び運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭から生じたし尿	0.5t (日量 0.002t)	区が原則として月2回、吸い上げ自動車により収集運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において中間処理後、下水道に投入する。	1. 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、その便所を污水管が公共下水道に連結された水洗便所に改造するよう努めなくてはならない。 2. 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3. くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥及びディスプレイ汚泥	143.9t (日量 0.46t)	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集運搬する。	一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥（専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）				

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	493 頭 (日量 1.6 頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申し込みにより区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1. 区に引き取りを依頼する場合は、規則第 19 条に定める動物死体届出書により、区長へ申し込むこと。 2. 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

備考

- 「家庭廃棄物」における古紙については、区全域で集団回収による回収を行う。
- 中野区環境部に、びん・缶・ペットボトル集積所を記載した台帳（びん・缶・ペットボトル集積所台帳）及び集団回収集積場所を記載した台帳（集団回収集積所台帳）を備え、請求があった場合には閲覧に供する。
- 廃棄物の区分のうち、「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず及び陶磁器くずをいう。
- 「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」の収集・運搬・処理については、事業者が自らの責任で行うことが原則である。ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下又は 1 日の平均ごみ排出量が 50 キログラム未満の事業者で、条例第 24 条の 2 に規定する届出を行った事業者は、区が行う収集に排出することができる。
- 他自治体の一般廃棄物処理施設で処分される一般廃棄物については、関係する自治体と必要な協議等を行う。
- 処理量はトン単位未満を四捨五入しているため、別表の各処理量合計と告示文の処理量の見込み合計が一致しない場合がある。